

新会計基準解説

改正企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」等の概要

企業会計基準委員会専門研究員 富田真史

I はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、2024年3月22日に、改正企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（以下「自己株式等会計適用指針」という。）及び改正企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という。）（以下、これらを合わせて「本適用指針」という。）を公表した¹。本稿では、本適用指針の概要を解説する。

また、本適用指針は日本公認会計士協会から公表されている会計制度委員会報告第7号「連

結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」にも影響するため、ASBJで検討の上、同協会に改正を依頼した。これを受けて、2024年3月22日に同協会より同実務指針の改正（以下「資本連結実務指針」という。）²が公表されているため、併せてご確認いただきたい。本稿では、本適用指針に併せて資本連結実務指針の概要についても紹介する。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJの見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

II 本適用指針の公表の経緯

令和5年度税制改正において、完全子会社株式について一部の持分を残す株式分配のうち、当該一部の持分が当該完全子会社の株式の発行済株式総数の20%未満となる株式分配について、他の一定の要件を満たす場合には、完全子

会社株式のすべてを分配する場合と同様に、課税の対象外とされる特例措置、いわゆるパーシャルスピノフ税制が新たに設けられた。これを受けて、2023年3月に開催された第497回企業会計基準委員会において、事業を分離・独

¹ 本適用指針の全文については、ASBJのウェブサイト

(https://www.asb-j.jp/jp/implementation_guidance/y2024/2024-0322.html) を参照のこと。

² 資本連結実務指針の改正については、日本公認会計士協会のウェブサイト(https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240322ruy.html) を参照のこと。